

○議長（鷺田 昭男君） 次に5番、山崎まゆみ議員。

○5番（山崎 まゆみ君） 東員町議会議員に初当選させていただいてからようやく1年になりました。議員として出会うことは初めてのことばかりで、個人単独でも学ぼうと我が身に課し、財務省の研修などに申し込んだり、同僚・先輩議員からも多くを学ばせていただいております。

これまでに議会の中で何をやっているのかよくわからないとか、議員は普段何をしているのと多くの言葉をいただきました。議会に関心を持ってもらえるようにするのは、他でもなく議員の責任、本日もこの議場に熱心な町民の方が大勢傍聴にいらしていただいています。まずは議会の中の風通しをよくし、活発な議論を行う中で、議論されたことを皆さんに伝えていく、東員町議会の議会改革をアワーペースで今年度も取り組んでいきます。

東員町の意味決定の場に町民の皆様の代表として、より住みやすい東員町のため、これまでの学び、吸収する姿勢から今年は攻めに転じ、より積極的に頑張りたいと思います。

私の本日の一般質問は正規職員と非正規職員の格差是正についてと、ごみ減量の取り組みについてです。よろしく願いいたします。

厳しい地方財政の状況が続く中、教育、子育てなど、多様化する行政ニーズに対応するため、地方公務員における臨時非常勤職員の数は、どこの自治体でも増加しています。全国でその人数は平成20年に49万8,000人、そして平成24年に59万9,000人、そして平成28年には64万5,000人と右肩上がりに増えています。

その内訳として全国で事務補助が約10万人、教員・講師が約9万人、保育士が約6万人、給食調理員が約4万人、図書館職員が約1万7,000人など、全国的に地方公共団体の幅広い分野で臨時職員を活用しています。

このような地方公務員における臨時職員の任用については数々の課題も指摘されています。処遇上の課題として指摘されているのが、民間では同一労働・同一賃金に向けた検討が進められていますし、国家公務員の非常勤職員は支給可能であるのに対して、地方公務員には労働者性の高い非常勤職員への期末手当など、各種手当の支給ができない現状です。

そのような状況を改善するために、地方公務員の臨時非常勤職員及び任期付き職員のあり方に関する研究会から提言の報告書が、昨年暮れ、平成28年12月28日に高市早苗総務大臣に提出がされました。その提言のポイントは、臨時非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保が図られるよう、制度改正について法律の整備を目指して検討すべきという内容でした。今後この通知のフォローアップを含めた調査を実施するため、地方公共団体や職員団体などの関係団体からの意見を受けて具体的な制度改正を進めていくようにすべきだという提言です。

制度改正を行った後、各地方公共団体での具体的な実施に至るまで、2年ほどの準備期間を設けるとされています。現状では報酬と費用弁償のみで、各手当の支給はされていない、一般職の非常勤職員ですが、2年後には給料や各手当を支給できるようになるという期待が持てるようになりました。社会の望ましい姿の方向に進んでいってほしいものです。

そこでお尋ねをします。

1つ目、現在、東員町における一般職員に対する非正規職員の割合はどれぐらいですか、またここ数年の非正規職員の人数の推移はどのようなようですか。

そして2つ目です。自治総研通巻の369号、2009年7月号の上林さんのレポートに、常勤職員の4分の3を超える勤務時間数の臨時非常勤職員は自治法204条に規定する常勤の職員と推認され、条例の存在を前提に給料・手当を支給できるというような裁判例の動向、判例が変わってきているとあります。勤務実態から見て常勤職員の4分の3を超える時間数を勤務している東員町の非正規職員の人数はどれぐらいですか。

そして3つ目です。自治法203条の2で地方公共団体の非常勤職員に対し、報酬と費用弁償を支給するとしています。一方、自治法204条では、常勤の職員並びに短時間勤務職員に給料及び旅費を支給しなければならず、扶養手当、期末勤勉手当または退職手当などの諸手当を支給することができるとしています。しかし常勤・非常勤の定義はなく、実務上、常勤職員以外の職員を臨時非常勤職員と見なし、自治法203条の2に規定する報酬と費用弁償を支給し、給料と諸手当を支給しないという取り扱いをしてきたものと考えられます。

一方、少なくない自治体において、このような取り扱いでは常勤職員と非常勤職員の均衡を保てないという観点から、一時金や退職金について何らかの形で支給してきたという実態があることも書かれています。

東員町では常勤の4分の3を超える時間数を勤務する、いわば自治法204条に規定する常勤の職員と推認されるような非常勤職員に期末手当や退職金などの支給はされていますか。

長くなりましたが、以上3点について答弁をお願いいたします。

○議長（鷺田 昭男君） 水谷俊郎町長。

○町長（水谷 俊郎君） いただきましたご質問に対しまして、私からは国の動向や基本的な考え方というものについて、お答えを申し上げます。

現在社会における正規労働者と非正規労働者との相互の格差につきましては、同一労働・同一賃金という考え方のもと、パートタイム労働法により均等な待遇が求められていることは、先ほど議員のご指摘のとおりでございます。

我が国の現状では、とりわけ家庭生活上の制約の大きい女性、正規雇用につけない若者や年後の高齢者におきまして、働き方に見合わない低い処遇を受け、その能力を發揮できていない人が数多く存在するといわれております。

同一労働・同一賃金の原則により、非正規労働者の処遇改善を促し、今、様々あるそれぞれの就業状況の中で、だれもが個人の能力を十分發揮できる環境を整えていくことが、我が国の労働行政において重要な課題の一つだと考えております。

こうした中で昨年6月に閣議決定されました日本一億総活躍プランにおきまして、非正規雇用の待遇改善を図り、欧州諸国における環境と遜色ない水準を目指すとし、12月には民間の事業所における同一労働・同一賃金の指針案が政府から発表をされたところでございます。

また、地方公務員につきましても、総務省の有識者研究会により、非正規職員にも賞与等を支給できるよう、法改正を求める報告書がまとめられました。これを受けて総務省は今後、地

方自治法等の必要な改正の検討に入ったと聞いておりまして、本町も総務省が進める法改正を待って、それに合わせて非正規職員の処遇改善に努めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては総務部長から答弁をさせていただきます。

○議長（鷺田 昭男君） 齋藤博重総務部長。

○総務部長（齋藤 博重君） 続きまして私からは、具体的にいただきましたご質問にお答えをさせていただきます。

本町では正規職員の育児休業の代替職員を初め、繁忙期における業務補助や保育園や学校における保育士、または学習支援員など、非正規である臨時職員を雇用し、それぞれの業務でご活躍をいただいております。

その中には、月に数日だけ勤務する臨時職員や税務繁忙期に短期で雇用される職員も含まれますので、議員ご質問の臨時職員の人数につきましては、勤務時間が正規職員の4分の3を超える期限付き臨時職員の人数で申し上げますと、平成29年2月末日現在で74名が在職となっております。また、一般職員210名と合わせました期限付き臨時職員の割合は全体の約26%となっております。ここ数年の非正規職員の人数は平成26年度が59名、平成27年度が67名、そして平成28年度が74名となっております、多様な住民ニーズへの対応や保育業務や学習支援員への対応により、年々増加する傾向となっております。

今後も育児休業や介護休暇の取得が進み、急な制度の改正には、どうしても非正規職員に頼らざるを得ないと考えております。このため、正規職員の定員管理や人件費の抑制という財政的な面からも、適正数の非正規職員の雇用に努めてまいりたいと考えております。

次に正規職員の4分の3を超える時間数を勤務する職員に対する期末手当や退職金などの支給についてでございますが、現行の地方自治法におきましては、地方公共団体で働く非正規の公務員には賞与などの手当を支給できないこととなっており、本町におきましては通勤に要する実費弁償相当額を除いて、地方自治法の規定に基づき、ご指摘の手当や退職金を支給しておりません。

先ほど町長の答弁でもございましたとおり、同一労働・同一賃金の原則により、非正規労働者の処遇改善を促し、就業環境を整えていくことは、大変重要な課題の一つと認識をしております。

地方公共団体で働く非正規公務員の採用や処遇のあり方を検討してきた総務省の有識者研究会により、非正規職員にも賞与等を支給できるよう法改正を求める報告書がまとめられたところでございます。その報告書によりますと、非正規の公務員の給与体系を見直し、通勤手当の支給や、6カ月以上働く人を対象に期末手当の支払いなどを検討するよう求めています。

町長申し上げましたように、総務省が法律の改正に着手したと伝えられております。改正案が示されましたら検討したいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鷺田 昭男君） 山崎まゆみ議員。

○5番（山崎 まゆみ君） ありがとうございます。

地方自治法の必要な改正を待ち、東員町の非正規職員に対して、場当たりのでない根本的な

待遇改善に取り組んでいってほしいと望みます。

ここで再質問をさせていただきます。他の自治体と同様に、財政が厳しい東員町では非正規職員の割合を増やし、少な目の人数体制で個々の負担も大きいとは思いますが、何とか労働環境の改善は取り組んでいただきたいです。

職員の皆さん一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても子育ての時期、中高年の時期といった、人生の各段階に応じて長時間残業を減らして多様な生き方が選択できるような職場環境であってほしいです。

そこで、ワークライフバランスや先月からあちこちで始められたプレミアムフライデーの取り組みは東員町で呼びかけがされていますでしょうか。お尋ねします。

○議長（鷺田 昭男君） 齋藤博重総務部長。

○総務部長（齋藤 博重君） プレミアムフライデーのご質問でございますが、官民、経済産業省と経団連（日本経済連合会）が連携して個人消費を喚起する取り組みが行われているものと認識をしております。

本町では先月24日の金曜日につきましては、現行法令の状況や三重県の動向を踏まえ、特に取り組みは行いませんでした。今後は民間及び企業や周辺市町の取り組みを踏まえまして、業務に支障のない範囲でどのような取り組みができるか、模索してまいりたいと考えております。

今後も年次有給休暇の取得促進や時間外勤務の抑制に努めまして、ワークライフバランスを推進していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鷺田 昭男君） 水谷俊郎町長。

○町長（水谷 俊郎君） ちょっと補足をさせていただきますけども、業務が増えて、コストを抑えるために臨時の方を雇っているわけではなくて、どうしても国から定員管理というのを求められておりまして、実は私が就任した6年前は正規職員が200人だったのです。これではとても国から下りてくる仕事量が間に合わないということで、5%、10名増やさせていただいて210名にさせていただいたんですが、なかなか定員管理、国からの要求というのが厳しいものですから、正規職員を増やしてやれるという状況にありません。そのためにどうしても臨時の方に頼らざるを得ないという部分があるということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（鷺田 昭男君） 山崎まゆみ議員。

○5番（山崎 まゆみ君） はい、わかりました。ありがとうございました。

それでは2つ目の質問をさせていただきます。ごみ減量についてです。

ちょうど今月の広報とういんにおいても特集記事が組まれています。そして一昨日、東員町でフリーマーケットも行われております。全国あちこちでフリーマーケットも盛んに行われてきています。例えば子ども服など、お気に入りの服でも体が成長すると着られなくなってしまいます。捨ててしまうよりだれかに着てもらいたい、ある人にとって不要となった物でも別の人にとって役立つことはよくあります。

日本には昔からもったいないという言葉があつて、物を大切にできる精神が根づいてきたといわれています。しかし高度経済成長を経験した日本は、その言葉も精神も忘れてしまったかのようになり、いつしか物をどんどん使い捨てするようになってしまいました。

日本が1年間に焼却するごみ量は約3,480万トンで世界一位、二位がドイツの約1,671万トン、三位がフランスの約1,210万トンと続きます。また、ごみの焼却炉の数は世界一が日本で1,243基、二位がアメリカで351基、三位がフランスで188基と、日本が飛び抜けて多くなっています。

この理由として、食料品のプラスチックトレーや包装紙の使用の多さが挙げられています。衛生上の理由と便利さから、1990年代ごろからプラスチックトレーの使用が急速に広がりました。同時に焼却炉をどんどん増やしてきました。ごみを焼却すれば空気を汚します。温室効果ガスがどんどん出ていきます。地球環境を破壊していきます。ごみを減らしていくことは、現在国際社会において日本が急いでしないといけない重大な課題となっています。日本人の一人一人がどうすればごみを減らすことができるのかを考え、実行しなければならないのです。

温室効果ガスは、排出してもよい量が国際的に取り決められていますが、日本の排出量はその範囲を超えています。一方、決められた範囲にまだ余裕のある国もあります。そこで日本は日本が超えた分を、お金を払ってその国が排出した形にしてもらっています。これは日本国内で処理できないごみを外国で処理してもらっているのと同じことです。

そんな日本であるにもかかわらず、2004年にアフリカ、ケニアの環境保護活動家、ワンガリ・マータイさんが持続可能な発展、民主主義、平和に多大な貢献をしたということでノーベル平和賞を受賞され、2005年3月に国連で行った演説で、日本語の「もったいない」という言葉を紹介され、会議参加者全員に「もったいない」を唱えるように求められたことはとても印象的でインパクトがあり、十数年前のことですが、記憶にとどめてみえる方も多いかと思えます。

ごみ問題で、日本は世界に誇れることもあります。ごみ処理に関する技術開発を真剣に取り組み、ごみ処理技術は世界最高水準に達しています。一般の人たち、東員町の人たちも「もったいない」という言葉を思い出して、ごみ問題を毎日の生活の中で真剣に考え、行動される町民の方もいらっしゃいます。スーパーでの買い物にレジ袋をもらわないように、マイバッグやマイかごを持っていく人が増えてきました。

ごみについて、ブリタニカ国際大百科事典にはどう書いてあるでしょうか。次のように書いてあります。「一般には生活に伴って発生する不要物をいう。人間にとってごみは人間が文明を手にした時からのつき合いであるが、あるものがごみであるかどうかは社会通念の違いで大きく変化する。例えば現行の日本の廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物という言葉が使われているが、その定義は明確ではない。」と百科事典にあるように、ごみは人間が活動すれば必ず発生するもので、その発生したものをごみとするかどうかは、その時代、その社会で変化するということです。

しかし広辞苑には「ごみはものの役に立たず、ない方がよいもの」と書かれています。人類

にとって、ごみをどのように処理するかは、いつの時代でも大きな悩みでした。大量生産が行われるようになると、ごみも大量に発生してしまい、その処理問題はどんどん大きくなってきたわけです。

東員町環境防災課で実施されたごみ処理に関するアンケートの冒頭に、東員町ではごみ処理に多額の経費を要し、その額は毎年増加し、平成27年度1年間で4億5,243万円、町民一人当たり1年で約1万8,000円の経費がかかっていることになると書かれています。東員町でもごみにこんなに莫大な費用がかかっています。

ごみは住民一人一人が毎日の生活で排出すると、とても身近な問題であるため、住民にも大きな責任があると思います。町民一人一人の心がけと日々の取り組みが改善されると、ごみ量はうんと変わってくると思います。

町民と行政の協働で、ごみ減量の取り組みをしていかないとはいけません。東員町にはクリーン作戦委員会さん、NPO生ごみ思考の会さんなどの皆さんが、ごみ減量分野で東員町内で日々活動され、ご苦労されていること、たゆまぬご努力に敬意を表します。そしてこのように積極的にごみ減量やリサイクルに取り組まれる方が、もっと町民に増えるように、無関心な町民の方にも、ごみに対する意識と行動が大きく変化するように、町民への啓発を強化することが必要だと思います。

調布市が市民啓発の標語として「生ごみを捨てる前には一絞り」、生ごみには多くの水分が含まれています。捨てる前にギュッと一絞りすれば、ごみの減量と悪臭発生を抑制できますというメッセージを伝えています。市民に市が直面する非常事態がはっきりと伝わり、生ごみの水切りなど、発生抑制に取り組むきっかけを提供するのに効果的なツールだと思っています。

生ごみの堆肥化に取り組まれてできた堆肥で、おいしい野菜を栽培してみえる方のお話もあります。ごみ減量は一人一人の取り組みが基本となり、町民に一層の協力を呼びかけることが必要だと思います。

そこでお尋ねをします。1つ目、東員町のごみ減量に向けた取り組みはどのようですか。2つ目、家庭でできる生ごみ減量の取り組みを具体的に進めること、町民への啓発はどのようにしていきますか。

以上について、答弁をお願いいたします。

○議長（鷺田 昭男君） 水谷俊郎町長。

○町長（水谷 俊郎君） ごみ減量の取り組みについてのご質問にお答えを申し上げます。

現在、日本では大量のごみが排出をされておりますが、企業系のごみというのは高い率で再生利用が進んでおります。ただその反面、家庭から出るごみの再生利用率は大変低くて、その大半は可燃ごみということになってます。可燃ごみの半分は大量の水を含んだ生ごみでありまして、この処理に大量の化石燃料を使っているということが問題だと思っております。

一方、飽食の日本社会を反映して大量の食べ残し、いわゆる食品ロスの問題もクローズアップされてきておりまして、こうした生ごみの処理に伴って出る温室効果ガスなどの地球環境への負荷が大きな社会問題であると考えております。

本町のごみ量につきましては平成26年度、平成27年度と2年連続で微増しておりまして、処理費用についても年々増加をいたしております。ごみ処理費用には生産性がなく、可能な限り減らすべき経費だと考えておりまして、増え続ける扶助費など、必要な他の事業に振り向けるべきだというふうに思っております。

本町のごみ量は他の自治体と比較しても決して多いというわけではございませんが、環境への負荷や処理に要する費用を考えれば、各家庭でも余分な物は買わない、包装は簡単なものにしてもらう、食べ残しをしないなど、できることに留意していただくことにより、私たちは可能な限り総量減量に努めていかなければならないというふうに考えております。

本町ではごみの徹底した分別や雑誌類の回収など、ごみ減量の取り組みを進めてまいりましたが、今年の10月から、指定のごみ袋の価格を今12.5円でございますが、1枚20円ということにさせていただき、いわゆるごみの有料化というふうに、桑名広域、桑名市、木曾岬町、東員町という1市2町が統一して行っていくしますので、これも各家庭から出るごみを少なくしようという排出抑制の一つの方法かなというふうに考えております。

各家庭においてお取り組みいただきたいのは生ごみの減量であり、今、議員ご指摘のとおりです。まずは水切りの徹底、その上でコンポスタや処理機を利用させていただくことや、今ご案内のあった町内で活動をいただいておりますNPOの生ごみ堆肥化の活動に参加していただくということ、こういう方法により本町の可燃ごみの減量に繋がるというふうに考えております。

そのため町といたしましては、処理機購入に対する補助や町内NPOの育成にも力を入れているところでございます。これからも限りある資源の有効活用や循環型社会の構築を念頭に、町民の皆様とともに3R、リデュース・リユース・リサイクル、この3Rに取り組んでまいりたいと考えております。町民の皆様には今言われましたように、一緒にやっていただかんならんもんですから、ご理解を賜りましてご協力いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鷺田 昭男君） 山崎まゆみ議員。

○5番（山崎 まゆみ君） 答弁いただき、ありがとうございます。

再質問をさせていただきます。

先日、員弁川沿いの道路横にある資源ごみストックヤードを見学してまいりました。そこは資源持ち込みステーションで、家庭で分別されたビン・缶・新聞・雑誌など、資源を個人や家族づれで気軽に持ち込めるスペース、見学している間もマイカーで次々に持ち込まれる町民の方がいらっしやいました。

ごみ捨て感覚でなく、きれいにした資源を分別し、どなたも持ち込め、リサイクルできる施設です。そしてその敷地内の一角では、NPOの方が町内協力家庭を一軒一軒訪問して回収された生ごみを堆肥にするための作業を、NPOの方々で行って見えました。

町政懇談会で家庭ごみの中でも剪定の枝や葉、草類は可燃ごみ袋に入れるのではなくてもよいではないか、そして剪定で出たごみの回収日があるとよいというご意見があったと報告書で読みました。大変よい意見だと思います。現在、プラスチックごみ回収が1カ月に4回もあり

ますが、プラスチックごみはそんなにたくさんでないため、回収を隔週の月2回くらいに減らして、そのかわりに剪定の枝や葉や草を集める日というのを設定するのはどうでしょうか。

NPOの方が生ごみを堆肥にする作業をされている場所の東に、かなり広い未整備の土地がありました。その土地に剪定ごみ回収された物を集めて風化させて2～3年ほどで堆肥にすることができるのでは、というお話を伺いました。東員町の土地だそうです。剪定ごみ回収、さらにその広い土地にはふれあい農園も作って菜園にさせていただき、収穫の野菜などの販売も、その一角でできるようにするというような土地利用もできると思います。いかがでしょうか。

○議長（鷺田 昭男君） 伊藤通数生活部長。

○生活部長（伊藤 通数君） 剪定なり草の関係のごみの処理の件でございますけども、まず各家庭で現状としましては、ごみ袋に入れていただきまして、可燃物として処理しておるんですけども、それを別に回収をしよういたしますと、そのシステムづくりがいろいろ大変な部分があると思います。剪定した枝葉をどういう形で積み込んでそこへ持ち込むかということも、いろいろ研究する部分がございます。

また、大量なそういった枝葉、草類も生ごみ以上に発熱といいますか、発酵をしまして、樹木自体、また葉っぱ自体が熱を持ってまいります、全国的には火災というところも事例がございます。そうなりますと、そういった形で、うちの方がとりまとめてあの場でやりますと、そこへ人の張りつけなり、また設備投資なり、いろいろな安全対策も必要になってまいります。

ただ、言われるようにこういったごみが減りますと、当然全体のごみも減ってまいりますので、またそれを堆肥にされれば有効なものにもなると思います。そういったところ、いろんな問題点をクリアをして、いろいろ研究もしていきたいと思います。その結果、どのような形になるか、今後検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（鷺田 昭男君） 山崎まゆみ議員。

○5番（山崎 まゆみ君） ありがとうございます。

さらに追加でお尋ねをさせていただきます。2つ、追加でお尋ねをさせていただきます。

生ごみを回収日に出してみえる件数、教えてください。そして2つ目、生ごみ処理機、そしてコンポストの東員町の補助金を使ってそれらを購入された件数を教えてください。お願いします。

○議長（鷺田 昭男君） 伊藤通数生活部長。

○生活部長（伊藤 通数君） まず生ごみ堆肥化容器等設置補助の状況でございますけども、平成3年度から開始されておまして、コンポストにつきましては延べ1,060件です、生ごみ処理機につきましては延べ769基、合計で1,829基でございます。今の言われた中では、NPOのごみ堆肥化についての件数でよろしいですかね。協力をいただいておりますのは303件でございます。

以上でございます。

○議長（鷺田 昭男君） 山崎まゆみ議員。

○5番（山崎 まゆみ君） ありがとうございました。



これで私のごみ減量についての一般質問を終わらせていただきます。